

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 教育委員会の主管に係る特例民法法人及び公益信託の総合調整に関すること
第五条の総務課の分掌事務中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 市町立学校の学級編制の同意に関すること

第五条の教育政策課の分掌事務中第七号を削り、同条の体育保健課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 全国高等学校総合体育大会の開催準備に関すること

第十三条及び第二十条第一項中「参事」を「教育企画監、参事」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。